（様式12-２）

【共同事業体用】

秘密保持誓約書

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人大阪市博物館機構

理事長　　　　　　　　　　　　　様

共同事業体名称

（代表構成員）

住所又は事務所所在地

商号又は名称

　氏名又は代表者氏名 　 印

当社及び共同事業体構成員は、「「大阪中之島美術館」家具製作・選定及び設置委託事業」（以下「本事業」という。）に関し、秘密情報の取扱いについて、次のとおり誓約いたします。

１　当社及び共同事業体構成員は、秘密情報について、厳に秘密を保持し、いかなる場合においても、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）による事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩することはいたしません。

２　当社及び共同事業体構成員は、秘密情報を厳重に管理し、自己の役員又は従業員（本件に関して秘密情報を知る必要がある者に限る。）に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従業員が当該秘密情報を本事業の検討以外の目的に利用し、第三者に開示又は漏洩しないよう、厳重に指導及び管理します。

３　当社及び共同事業体構成員は、秘密情報について、記録媒体（紙媒体及び電子媒体を含むがこれらに限られない。）への保存、複写、書面化等を行った場合は、プレゼンテーション終了後（機構が別途求める場合は当該請求後）速やかに破棄又は消去します。

４　当社及び共同事業体構成員は、前項の規定に基づき守秘義務対象資料を破棄又は消去したときは、機構に対し、機構が定める期限までにその旨報告します。

５　当社及び共同事業体構成員が秘密情報を第三者に漏洩した場合は、直ちに機構へ報告するとともに、機構と協議の上、当該秘密情報の回収等適切な処置を講じ、漏洩を最小限に留めるよう事後措置に最善を尽くすとともに、再発防止に努めるものとします。また、当社及び共同事業体構成員が秘密情報を漏洩したことにより機構に損害が生じた場合、当社及び共同事業体構成員はこれを賠償する責を負います。

６　本誓約書は、当社及び共同事業体構成員が本誓約書を提出した日から効力を有するものとし、機構が秘密情報を特定して秘密保持義務を解除するまでは、本誓約書に定められる秘密情報の秘密保持の義務は継続するものとします。

以　上

本誓約書に係る定義

１　本誓約書における「秘密情報」とは、本事業に関する以下の各号に掲げる情報（口頭、書面及び電子媒体の別を問わない。）とします。

（１）本事業の一連の過程において、機構から提供を受けた、守秘義務対象開示資料を含む一切の情報

（２）本事業における意見交換内容等の情報

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報に該当しないものとします。

（１）機構から取得する以前から既に公知であった情報

（２）機構から取得する以前から既に当社及び共同事業体構成員が保有していた情報

（３）機構から取得した後に、当社及び共同事業体構成員の責によらず公知となった情報

（４）機構から取得した後に、当社及び共同事業体構成員が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報